

令和 5 年 5 月 2 6 日

第 5 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和5年5月26日(金) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員7名) 宮田委員 高橋委員
森田委員 坂本委員 森光委員
谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 古谷委員
(推進委員1名) 三本委員

5. 出席職員 (事務局3名) 岡田局長 坂本次長 北村主幹

6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取り消し願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	中西会長 只今から、令和５年第５回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
議 長	中西会長 皆さんお集まりいただきありがとうございます。急遽局長も変わりまして、新しい体制になりました。本日もご審議をよろしくお願いします。 それでは日程第１、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は２番 宮田委員、３番 高橋委員、よろしくお願いいたします。
議 長	中西会長 それでは日程第２、議事に入らせていただきます。議案第１号 農地法第３条の規定による許可の取り消し願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	岡田局長 【議案第１号 農地法第３条の規定による許可の取り消し願について 議案書をもとに朗読】
意 見	８番 山口委員 詳細について説明願います。 坂本次長 農業経営基盤強化促進法による農地の売買については、申請地が農業振興地域農用地区域内であること、譲受人が認定農業者であること、農地利用集積計画に基づくこと等が要件になります。この案件は令和５年２月２７日総会にて許可されたものですが、令和５年４月に基盤法による売買の要件を満たすことにより、基盤法の売買に変更するため、許可の取り消し願が出されました。
議 長	中西会長 皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。特にご意見がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消し願について は、許可することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	岡田局長 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 1 から番号 5 まで議案書をもとに朗読】 岡田局長 番号 2 については、5 月 2 3 日に転用に変更するため取り下げが出されています。
補足説明	坂本次長 それでは補足説明をします。 番号 1 は、平成 2 8 年から利用権の設定を受けて耕作している農地の購入になります。譲受人は、茗荷を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間 3 6 5 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続き茗荷を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 3 については、新規の方で現在は個人で借りているそうです。保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 1 0 0 日、妻が年間 1 5 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 4 について、譲受人は、茗荷、ニンニク、米、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用でき

議 長 意 見	と思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻、父母が年間３３０日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続き米と野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号５は新規の方で、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間２４０日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第３条第２項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。 ９番 森田委員 番号１については、茗荷のハウスが建っており、引き続き作っていくとの事で問題はありません。 １３番 谷脇（督）委員 番号３については、現在の持ち主の方は県外在住であり、申請地の近くに住んでいる譲受人が買って作るとの事で問題はありません。 ４番 鍋島委員 番号４について、ハウスとハウスではない田という事で、譲渡人の旦那が亡くなり、続けることが難しいとの事で、譲受人が買われるそうですが、借り手がいるため貸すと言っているのですが。 ３番 高橋委員 転貸になるので許可できないのではないのでしょうか。 北村主幹 利用権の設定に同じ地番の農地があります。 ３番 高橋委員 利用権の設定をするのであれば３条の申請はおかしいです。
-----------------------	---

議 審 採 議 議 議 議案説明	長 議 決 長 長 長 説明	中西会長 ハウスを貸すのでしょうか。
		4 番 鍋島委員 田は自分で作るが、ハウスは貸すというように言っていました。
		中西会長 両方とも一旦保留して、本人に一度確認するのが一番良いのではないのでしょうか。
		1 番 中村委員 一旦本人から話を聞いて、来月再審議した方が良いと思います。
		6 番 坂本委員 番号5についてですが、今現在は休耕の状態であり、将来的に耕作放棄地になるだろうと思われます。譲受人は耕作の機械も持っているという事で、農業するとの事で問題ありません。
		中西会長 それぞれについて、ご質問はありませんか。
		中西会長 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、取り下げの番号2、保留の番号4を除いて、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
		農業委員（異議なし）多数。
		中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は、番号1、番号3、及び番号5は許可、番号4は保留とすることに決定いたします。
		中西会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
		岡田局長 【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗

補足説明	読】 岡田局長 補足説明します。農地の区分については、申請地は10ha以上の集団の広がりのある第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第4号に規定される集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に当てはまると考えられます。 目的は自己用居宅を新築するもので、現在は借家住まいをしているが、手狭で不便なため、申請地を父親から借受けて自己住宅を建設するものであり、申請地は父親所有の農地に近く、耕作の援助もでき、環境も良く便利であるとのことであり、やむを得ないものと認められます。 資力及び信用については、造成整地費〇〇万円、建築費〇〇万円、合計〇〇万円を全額市内金融機関より融資を受けての整備計画であり、融資証明も提出されていることから、資力には問題ないと判断しています。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は転用許可日から令和5年12月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。 計画面積の妥当性は、建築面積63.72㎡、所要面積493.27㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、整地計画は耕土を除去し住宅建築に適した砕石を敷く予定であり、雨水は自然地下浸透と北側の市道側溝に排水。生活排水は合併浄化槽で浄化後、北側の市道側溝へ排水。市道側溝への排水については、管理課である建設課に許可不要との確認済みです。進入路は北側の市道からの進入であるため、市道占有・工事の際には申請書を提出するよう口頭にて連絡しています。 なお、周辺農地は西側の〇〇〇番〇のみであり、所有者の同意を得ており、問題ないものと判断します。
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	13番 谷脇（督）委員 今回の申請は、親子間の貸し借りであり、転用によって周辺の農地への影響もないと思われます。問題はありません。
議 長	中西会長 他に皆さんからご質問、ご意見はありませんか。

審 議	3 番 高橋委員 建物が建った後、分筆等するのでしょうか。
	坂本次長 分筆すると言っていました。
採 決	中西会長 他にご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。
	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について は、農地法第 5 条 3 項の規定により、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。
	中西会長 それでは議案第 4 号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【整理番号 R 5－7 から整理番号 R 5－13 について別冊をもとに朗読】
補足説明	利用権設定等の補足説明をします。 整理番号 R 5－7 について、主たる経営作物はキュウリで、構成員は 2 人、内 2 人が専従者となっております。整理番号 R 5－8 について、借受人の主たる経営作物はキュウリで、構成員は 4 人、内 3 人が専従者となっております。整理番号 R 5－9 について、借受人の主たる経営作物はししとうで、構成員は 3 人、内 1 人が専従者となっております。整理番号 R 5－10 について、借受人の主たる経営作物はキュウリで、構成員は 4 人、内 2 人が専従者となっております。整理番号 R 5－11 について、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は 2 人、内 2 人が専従者となっております。整理番号 R 5－12 および R 5－13 について、借受人は同一人物で主たる経営作物は茗荷で、構成員は 4 人、内 2 人が専従者となっております。 基本構想では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっ

		ており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。以上で、今回の申請について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長	この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
意 見	4 番 鍋島委員	R 5－9 に関しては取り下げになるのでしょうか。
	中西会長	こちらで取り下げる訳にはいかないもので、R 5－9 に関しては、この場では保留し本人に意向を聞き直すという事でよろしいでしょうか。
	1 1 番 谷本委員	R 5－1 2 及び R 5－1 3 の方は担い手になったのでしょうか。
	北村主幹	そうです。新規就農の方です。
審 議	中西会長	他に何かございませんか。なければ、R 5－9 は保留し、他は承認することに決定してよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。	
議 長	中西会長	ご異議ないようですので、議案第 4 号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長	以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、その他の事項について事務局からお願いします。

そ の 他 閉会宣言	岡田局長 令和４年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 坂本次長 活動記録簿について 中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第５回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。 閉会 午後 ２時５０分 その真正なることを証して署名する。 議 長 ２ 番 ３ 番
--------------------------	--